

[目 次]

第 1 編 総 規

第 1 章 組合設立

- 日野町江府町日南町衛生施設組合理約
..... (昭和 46 年 10 月 20 日許可) 21
- 日野町江府町日南町衛生施設組合の休日を
定める条例 (平成元年条例第 2 号) 23

第 2 章 公 告 式

- 日野町江府町日南町衛生施設組合公告式条
例 (昭和 40 年条例第 2 号) 81

第 2 編 議 会

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会定例 会の回数を定める条例	（昭和 47 年条例第 6 号）	201
○日野町江府町日南町衛生施設組合議会の定 例会の招集時期を定める規則	（昭和 47 年規則第 1 号）	202
○日野町江府町日南町衛生施設組合議会委員 会条例	（昭和 39 年条例第 6 号）	223
○日野町江府町日南町衛生施設組合議会会議 規則	（昭和 62 年議会規則第 1 号）	227
○日野町江府町日南町衛生施設組合議会事務 局設置条例	（昭和 39 年条例第 7 号）	228
○日野町江府町日南町衛生施設組合議会公印 規程	（昭和 62 年議会訓令第 1 号）	229
○日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個 人情報の保護に関する条例	（令和 5 年条例第 3 号）	241
○日野町江府町日南町衛生施設組合議会の個 人情報の保護に関する条例施行規程	（令和 5 年規則第 3 号）	263

第3編 執行機関

第1章 組 合 長

○日野町江府町日南町衛生施設組合規約・条例の左横書き等に関する特別措置条例 (平成 11 年条例第 1 号)	301
○日野町江府町日南町衛生施設組合の収入役の事務を行う者の職務を代理する者を定める規則 (平成 12 年規則第 1 号)	333
○日野町江府町日南町衛生施設組合情報公開条例 (平成 13 年条例第 1 号)	335
○日野町江府町日南町衛生施設組合情報公開条例施行規則 (平成 13 年規則第 1 号)	345
○日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行条例 (令和 5 年条例第 1 号)	361
○日野町江府町日南町衛生施設組合個人情報保護法施行細則 (令和 5 年規則第 1 号)	365
○日野町江府町日南町衛生施設組合公印規程 (昭和 62 年訓令第 1 号)	431

第 2 章 監査委員

- 日野町江府町日南町衛生施設組合監査委員
条例 (昭和 39 年条例第 4 号) 451

第 4 編 人 事

- 日野町江府町日南町衛生施設組合職員の定
数条例 (昭和 41 年条例第 6 号) 501

- 日野町江府町日南町衛生施設組合職員の職
の設置に関する規則 (昭和 41 年規則第 1 号) 502

- 日野町江府町日南町衛生施設組合女性の職
業生活における活躍の推進に関する法律の
特定事業主等を定める規則
..... (平成 28 年規則第 1 号) 503

第5編 給 与

第1章 報酬・費用弁償

- 日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員
の報酬及び費用弁償に関する条例
……………（昭和39年条例第2号）…………… 601
- 日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員
の費用弁償の支給に関する規則
……………（昭和48年規則第1号）…………… 607
- 日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の
職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例
……………（昭和39年条例第3号）…………… 608
- 日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の
職員で非常勤のものの費用弁償の支給に関
する規則
……………（昭和50年規則第2号）…………… 630

第2章 給料・手当

- 日野町江府町日南町衛生施設組合一般職の
職員の給与等に関する条例
……………（昭和47年条例第7号）…………… 701
- 日野町江府町日南町衛生施設組合会計年度
任用職員に関する規則
……………（令和2年規則第1号）…………… 711

第3章 旅 費

- 日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の
旅費支給条例
……………（昭和39年条例第5号）…………… 801

第 6 編 財 務

- 日野町江府町日南町衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
.....（昭和 39 年条例第 6 号）..... 901
- 日野町江府町日南町衛生施設組合経常経費の負担割合を定める条例
.....（昭和 46 年条例第 7 号）..... 902
- 日野町江府町日南町衛生施設組合建設事業費の負担割合を定める条例
.....（昭和 46 年条例第 8 号）..... 904
- 日野町江府町日南町衛生施設組合施設運営基金の設置及び管理並びに処分に関する条例
.....（平成 2 年条例第 1 号）..... 907

第 7 編 施 設

- 日野町江府町日南町衛生施設組合し尿処理条例
.....（昭和 40 年条例第 3 号）..... 1001
- 日野町江府町日南町衛生施設組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例
.....（平成 10 年条例第 1 号）..... 1011
- 日野町江府町日南町衛生施設組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例
.....（平成 24 年条例第 3 号）..... 1021
- 日野町江府町日南町衛生施設組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例
.....（平成 24 年条例第 4 号）..... 1031
- 日野町江府町日南町衛生施設組合建設工事指名競争入札参加者等審査委員会規程
.....（平成 26 年告示第 9 号）..... 1033

第1章 組合設立

○日野町江府町日南町衛生施設組合格約

〔昭和 46 年 10 月 20 日〕
許 可

改正 昭和 51 年 4 月 27 日許可 平成 8 年 1 月 12 日許可
平成 12 年 3 月 28 日許可 平成 19 年 3 月 19 日許可
平成 21 年 10 月 9 日許可 令和 2 年 12 月 17 日届出
令和 7 年 4 月 3 日届出

（組合の名称）

第1条 この組合は、日野町江府町日南町衛生施設組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する町）

第2条 組合は、日野町、江府町及び日南町（以下「組合町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次の事務を共同処理する。

- （1）し尿処理施設の設置及び管理に関すること。
- （2）し尿の収集及び処分に関すること。
- （3）ごみ処理施設（日南町に係るものを除く。）の設置及び管理に関すること。
- （4）ごみの収集（日南町に係るものを除く。）に関すること。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、鳥取県日野郡江府町大字佐川2番地、日野町江府町日南町衛生施設内に置く。

（組合議員の定数及び選任の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は9人とし、組合町ごとに各3人を選出する。

- 2 組合議員は組合町の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。
- 3 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた組合町の議会において補充しなければならない。

（議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、組合町の議会の議員としての任期による。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

（特別議決）

第7条の2 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係町の一部に係るものの議決について、当該事件に関する町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

（管理者及び副管理者）

第8条 組合に管理者1人及び副管理者3人を置く。

2 管理者は、江府町長をもってこれに充てる。

3 副管理者は、日野町長、日南町長及び江府町副町長をもってこれに充てる。

（会計管理者）

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、江府町会計管理者をもってこれに充てる。

（監査委員）

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員から1人、識見を有する者から1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有するうちから選任された者にあつては4年とする。

（補助職員）

第11条 組合に管理者の職務を補助するための職員を置き、管理者がこれを任免する。

（組合の経費の支弁の方法）

第12条 組合の経費は組合町の負担金、補助金、地方債、手数料その他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の負担金の負担割合は、組合議会の議決により定める。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和51年4月27日一部変更許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成8年1月12日一部変更許可）

1 この規約は、許可の日から施行する。

2 この規約の施行の際現に日野町及び江府町が設置しているごみ処理施設の設置及び管理に係る事務については、この規約による改正後の日野町江府町日南町衛生施設組合規約（以下「改正後の規約」という。）第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規約の施行の際現に日野町及び江府町が行っているごみの収集に係る事務については、改正後の規約第3条の規定にかかわらず、日野町江府町日南町衛生施設組合が同条の規定により新たに設置するごみ処理施設（平成9年度に完成する予定のものに限る。）の供用開始の日までの間は、なお従前の例による。

4 この規約の施行の際現に在職する監査委員については、その任期が終了するまでの間は、この改正後の規約第9条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則（平成12年3月28日許可）

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日許可）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月9日許可）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月17日届出）

この規約は、令和3年1月12日から施行する。

附 則（令和7年4月3日届出）

この規約は、令和7年6月1日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合の休日を定める条例

〔平成元年5月30日〕
〔条 例 第 2 号〕

改正 平成4年8月24日条例第3号 平成7年2月28日条例第2号
令和2年12月2日条例第2号

（日野町江府町日南町衛生施設組合の休日）

第1条 次の各号に掲げる日は、日野町江府町日南町衛生施設組合の休日とし、日野町江府町日南町衛生施設組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定は、日野町江府町日南町衛生施設組合の休日に日野町江府町日南町衛生施設組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。
（期限の特例）

第2条 日野町江府町日南町衛生施設組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが日野町江府町日南町衛生施設組合の休日に当たるときは、日野町江府町日南町衛生施設組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、日野町江府町日南町衛生施設組合規則で定める日から施行する。

（平成元年規則第1号で平成元年6月1日から施行）

附 則（平成4年条例第3号）

この条例は、日野町江府町日南町衛生施設組合規則で定める日から施行する。

（平成4年規則第1号で平成4年9月1日から施行）

附 則（平成7年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

第2章 公告式

○日野町江府町日南町衛生施設組合公告式条例

〔昭和40年9月28日〕
条 例 第 2 号

改正 昭和46年11月9日条例第6号 昭和51年8月27日条例第6号
平成17年3月1日条例第1号 令和3年2月22日条例第1号

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布の年月日を記載し、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

- (1) 日野町根雨129番地1
- (2) 江府町大字江尾1717番地1
- (3) 日南町霞800番地

（規則に関する準用）

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

附 則

この条例は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

附 則（昭和51年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年6月15日から適用する。

附 則（令和3年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。